

ふくしまの復興・再生に向けた要求書

【令和元年9月】



福島県町村会
会長 小 椋 敏 一

ふくしまの復興・再生に向けた要求

東京電力福島第一原子力発電所事故から8年余が過ぎ、原発事故による避難指示区域も帰還困難区域等一部を除き解除されたが、現在も多くの県民が避難生活を続けているなど、住民帰還は一部に留まっている。

特に、本県復興の前提であり、世界が注視する廃炉・汚染水対策は、使用済燃料や燃料デブリの取り出し作業といった困難な課題を抱え、さらにトリチウム等放射性物質を含んだ処理水も処分方法が構築できず増え続けているなど、決して予断を許す状況にはなく、それら状況が避難を続けている方々の帰還意欲にも少なからず影響を及ぼしている。

また、事故により大打撃を受けた本県農業や観光業は、関係者の弛まぬ努力によって一定の回復が図られたが、農産物価格や観光宿泊者数はいまだ全国平均を下回る現状にある。さらに東京2020オリンピック・パラリンピックを来年に控え、今、国を挙げたインバウンドの誘致が進められており、訪日外国人数は劇的な伸びを見せているが、本県に至っては国内有数の観光地を有するにもかかわらず、訪れる外国人数は他地域と比べ明らかに低調であり、いまだ風評が根強いことを物語っている。

については、本県が一日も早く真の復興・再生を果たせるよう、東京電力は本県の置かれている厳しい現状を今一度しっかりと認識され、事故原因者としての責務を果たすべく、次の事項について強く要求する。

1. 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みの安全確保

- (1) 汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」等に基づき、世界の英知を結集させ、総力を挙げて取組み、そして確実に結果を出すこと。
- (2) 汚染水漏えいなどのトラブル防止に向け、また、今後行われる使用済燃料や燃料デブリの取り出しなどリスクの高い作業に向け、地震・津波対策を含めた設備の信頼性の向上、現場におけるリスク管理の徹底、各対策の重層化を図ること。
- (3) 今後の廃炉作業を担う作業員や現場を管理できる人材の計画的な育成・確保、雇用の適正化、作業環境のさらなる改善や労働災害の防止対策の実施など、作業員が安定的に、安心して働くことのできる労働環境を整備すること。
- (4) 廃炉作業従事者等の宿舍整備にあたっては、地元の意向を踏まえた、計画的な整備を行うこと。
- (5) 情報公開の徹底や迅速な通報・連絡はもとより、廃炉に向けた取組みの進捗状況や今後の取組みを県民は勿論のこと、国内外に分かりやすく、正確に情報発信し、本県に対する風評払拭・不安の解消に努めること。

- (6) 使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、国及び東京電力の責任で、その処理・処分方法を検討・決定し、県外において適切に処分すること。
- (7) トリチウム等放射性物質を含んだ処理水の処分にあたっては、今も原発事故によって苦難が続く本県漁業関係者をはじめ県民の理解を得られる処分方法を早急に構築し、処分を進めること。

2. 福島第二原子力発電所の廃炉に向けた行程表の早期提示

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を正式決定したことから、早急に廃炉に係る詳細な行程表を示すこと。

3. 損害賠償等

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識し、個別具体的な事情への対応を含め、被災者の視点に立った、被害の実態に見合った確実かつ迅速な賠償をすること。
- (2) 本県の実情や被害者の声をしっかりと把握したうえで、誠意をもって迅速に賠償を行うとともに、「総合特別事業計画」に掲げられた「3つの誓い」を賠償に携わる全ての者に徹底・厳守させること。
- (3) 賠償請求未了者への請求手続きの一層の周知や、個別訪問等による手続きの支援、相談窓口等での誠意ある丁寧な対応を徹底すること。
- (4) 商工業等に係る営業損害の一括賠償については、個別具体的な事情による損害についても誠意を持って対応するとともに、定性的要因を積極的に採用するなど、原子力災害との相当因果関係の確認を簡易な方法で柔軟に対応すること。
また、一括賠償で2倍相当額の賠償を受けられなかった被害者からの相談や請求等についても丁寧に対応し、状況の変化があれば、的確に賠償すること
- (5) 商工業等に係る営業損害の一括賠償後の取扱いについても、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情もしっかりと把握したうえで、損害の範囲を幅広くとらえ、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。
- (6) 避難指示区域内や出荷制限等に係る農林業の一括賠償後の取扱いについては、農林業者や関係団体の意見を十分踏まえ対応すること。
さらに、依然として県内全域で風評被害が発生している状況を踏まえ、損害がある限り十分な賠償を確実に継続すること。
- (7) 帰還困難区域や居住制限区域、避難指示解除準備区域はもとより避難指示が解除された区域、旧緊急時避難準備区域等を含め、住民や事業者のおかれている状況を十分に踏まえ、混乱や不公平を生じさせないように配慮しながら、確実かつ迅速な賠償すること。

- (8) 避難指示解除後の賠償については、解除後の現状をしっかりと把握したうえで、それぞれの地域の特別な状況や個別具体的な事案に応じて柔軟に対応し、生活や事業の再開のための必要な期間を確実に確保すること。
- また、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に対応すること。
- (9) 「原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）」が提示した「総括基準」や「和解仲介案」を事故原因者としての自覚をもって積極的に受け入れ、確実かつ迅速に賠償すること。
- (10) 住民の安全・安心を守るため、町村が行ってきた様々な検査等に要する費用や地域の復興のために実施した風評被害対策などの事業に要する費用等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係が明らかであることから、最後まで確実に賠償するとともに、原発事故に対応するための職員人件費、原発事故によって生じた目的税はもとより普通税の減収分についても確実に賠償すること。
- (11) 公共財物に関する損害については、町村等の意向を十分踏まえ、迅速に賠償するとともに、インフラ資産や山林、利用再開が見込めない財物の取扱いを含め、個別具体的な事情による損害についても柔軟に対応すること。